

- (9) 投票の記載場所における投票用紙等の提示、投票用紙への記載、内封筒及び外封筒への封入という所定の手続を経て、選挙人から記載済みの投票用紙を封入した不在者投票用外封筒の提出を受けたときは、不在者投票用外封筒表面の投票者の署名を必ず確認すること。
- (10) 投票者の署名を確認した後、不在者投票管理者は、不在者投票用外封筒に投票の年月日、投票の場所及び氏名を記載し、さらに、立会人が署名すること。
なお、立会人の署名については、必ず自書でなければならないこと。
- (11) 投票が終わった投票用紙等は、選挙期日（4月9日）までに、選挙人の属する市町村委員会に必ず到着するように措置すること。
投票所閉鎖時刻までに投票管理者に届かないものは、投票行為自体が無効となるので、郵送によるときは、必ず封筒に「選挙事務」、「不在者投票在中」と朱書きした上で、特定封筒郵便物の交付記録郵便（レターパック）により早期に送付すること。
- 7 不在者投票に要する経費
不在者投票に要した経費については、別に定める基準により算定し、別途通知する請求手続により交付されるものであること。
- 8 不在者投票における新型コロナウイルス感染症対策
不在者投票の管理執行に当たっては、別添のガイドラインを踏まえた感染防止対策を講じ、特に次のことについて留意すること。
- (1) 不在者投票を実施する場合は、3つの密を避ける取組（選挙人や立会人等の間隔の確保、定期的な換気等）を行い、選挙人にマスク及び手袋を着用させ、直接投票用紙等に触れさせないようにすることが考えられること。
また、不在者投票管理者、立会人及び事務従事者は、マスク、手袋等を着用すること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染者（以下「感染者」という。）の投票に際して、感染者と適切な距離を取ることが難しい場合は、医療従事者と同様の装備の着用も考えられること。
- (2) 他の入院者等への感染防止のため、感染者の投票とその他の入院者等の投票は、空間的又は時間的に分けて行うこと。
同じ会場で時間帯を分けて実施する場合、感染者の前にその他の入院者が投票を行うよう工夫することも考えられること。
また、感染者の後にその他の入院者が投票を行う場合は、投票ごとに記載場所のテーブルや椅子等をアルコール消毒液等で消毒すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る隔離措置等により、入院者が法第48条の「自ら当該選挙の公職の候補者の氏名（略）を記載することができない選挙人」に該当すると認められる場合には、その申請に基づき、代理投票を行うことも考えられること。
ただし、代理投票は、あくまで秘密投票の例外として、第三者に対して投票意思を表示する方法によらなければ選挙権が行使できない者のために認められた制度であることから、同条の要件に該当するか否かはもとより、入院者本人の意向を十分に確認すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症への対応等により、不在者投票の事務執行に人員を割くことが困難であること等を理由として、感染者を含め入院等している選挙人の不在者投票を拒否することはできないこと。
- 9 その他
不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。

（１４）電力又は通信回線の確保について

第 202200301190 号
令和 5 年 3 月 8 日

中国電力株式会社鳥取支社長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙の投・開票日における電力の確保について（依頼）

各種選挙の執行に当たっては、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙においては、投票終了後、引き続き開票を行うため、事務が深夜に及ぶものと予想されます。

については、各市町村の開票予定場所等は別紙のとおりですので、投・開票当日から翌日未明（4月9日（日）から4月10日（月））にかけ、停電等のないよう、電力確保について格別の御配慮をお願いします。

また、当日は、鳥取県庁（鳥取市東町一丁目220）において、投・開票速報事務を行うこととしておりますので、その電力確保についても併せて格別の御配慮をお願いします。

また、統一地方選挙として4月23日に執行される市町村の議会の議員又は長の選挙について、県内においては別紙のとおり予定されておりますので、これらの投票及び開票にかかる電力確保についても、格別の御配慮をお願いします。

第 202200301190 号

令和5年3月8日

西日本電信電話株式会社鳥取支店長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙の投・開票日における通信線等の確保について（依頼）

各種選挙の執行に当たっては、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

令和5年4月9日執行予定の鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙においては、投票終了後、引き続いて開票を行うため、事務が深夜に及ぶものと予想されます。

については、各市町村の開票予定場所等は別紙のとおりですので、投・開票当日から翌日未明（4月9日（日）から4月10日（月））にかけ、通信線等の確保について格別の御配慮をお願いします。

また、統一地方選挙として4月23日に執行される市町村の議会の議員又は長の選挙について、県内においては別紙のとおり予定されておりますので、これらの投票及び開票にかかる通信線等の確保についても、格別の御配慮をお願いします。

（15）投開票事務の取扱いについて

第202200273220号

令和5年2月20日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙における投票及び開票事務の取扱いについて（通知）

令和5年4月9日執行予定の鳥取県知事選挙（以下「知事選挙」という。）及び県議会議員一般選挙（以下「県議選挙」という。）における投票及び開票事務の取扱いについては、「鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙の管理執行について（通知）」（令和5年2月20日付第202200269926号本職通知）によるほか、下記の事項にご留意の上、適切な事務処理をお願いします。

記

1 投票事務

投票事務の取扱いについては、別途配布する「投票事務取扱要領」及び「期日前投票事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

（1）選挙期日当日の投票所における投票

ア 投票管理者及び職務代理者

- ① 選任に当たっては、選挙権を有する者の中から、市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）が知事選挙及び県議選挙両方の事務を担当する投票管理者及び職務代理者を選任すること。
- ② 投票管理者は、投票事務の最高責任者であり、投票所において投票事務の全般を管理執行するとともに、投票に関する手続の全てについて、最終的な決定権を有すること。
したがって、投票事務が公正かつ的確に処理されているか、選挙人の投票の秘密が守られているか、投票所内の秩序が保たれているかどうか等投票事務のすべてについて常に注意しなければならないこと。
なお、職務代理者がその職に就いたときも同様であること。
- ③ 投票管理者と職務代理者は、同時に席を空けてはならないこと。
- ④ 一の投票所において2人以上の者が交替して職務を行う場合は、これらの者が職務を行うべき時間を告示するとともに、引継書により適切に事務の引継が行われるようにすること。

イ 投票立会人

- ① 選任に当たっては、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、市町村委員会が知事選挙、県議選挙両方の事務を担当する投票立会人を選任すること。
- ② 投票立会人は、投票事務の公平を確保するため、公益代表として投票事務の全般に立会う職責を有すること。
- ③ 投票には常に2人以上5人以下の投票立会人が立ち会わなければならないこと。
- ④ 性別や年齢を問わず選任し、投票所の雰囲気や和らげるよう配慮すること。

ウ 投票事務従事者

- ① 投票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に事務従事の職務命令を行ってもらうほか、必要に応じ、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。
- ② 投票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事前に事務内容等について十分に説明しておくこと。

エ 投票所の設備等

- ① 選挙期日の告示日以後、可能な限り速やかに入場券を交付すること。
入場券の記載誤り、誤配布等が生じないよう、執行体制に万全を期すとともに、日本郵便株式会社等との連携を密にし、配布計画の策定に当たること。
- ② 投票所の門戸には、必ず知事選挙及び県議選挙の両選挙名の表示がされた標札を掲げておくこと。
- ③ 投票用紙の交付及び投票の記載は、知事選挙と県議選挙とで別々に行うことができるようにすること。

また、最初に知事選挙の投票用紙の交付を行い、次に県議選挙の投票用紙の交付を行うことができるよう適正に設備を配置するとともに、投票用紙の交付誤りがないようにすること。

- ④ 投票管理者席、投票立会人席、各係席等を明記しておくとともに、選挙人に投票順路、出入口等の表示が一見して分かるよう案内図等を掲示しておくこと。
- ⑤ 投票記載所は、選挙人の投票の秘密が保持できるよう十分配慮すること。
- ⑥ 投票所内及び投票記載台の氏名等掲示に当たっては、その内容に誤りがないか確認すること。
- ⑦ 選挙人に投票の記載方法の周知を図るため、その周知方法について工夫をすること。
- ⑧ 投票箱の表示に当たっては、「投票事務取扱要領」により表示をすること。
- ⑨ 視覚障がい者に対する便宜供与の一つとして、点字による候補者氏名票を作成し送付するので、必ず投票所に備えおき別途通知するところにより取り扱うこと。
- ⑩ 投票所には必ず時計を用意し、投票所の入口を確認し、投票所の開閉を正確に行うこと。
- ⑪ 日没後においても、選挙人が投票しやすいよう、案内や照明を設けること。
- ⑫ 高齢者や歩行の困難な方への対策として、仮設スロープの設置等に配慮すること。（「6 その他」参照）

オ 投票の開始

- ① 投票所を開く時刻になったら、投票管理者は投票立会人が2人以上参集していることを確認すること。
この場合、投票立会人が2人に達しないときは、投票管理者は直ちに2人に達するまで選挙権を有する者の中から選任すること。
- ② 最初に到着した選挙人の面前で、全ての投票箱に何も入っていないことを確認（空虚確認）し、その旨当該選挙人に文書で証明してもらうこと。
- ③ 選挙人名簿との対照に当たっては、入場券のみに頼ることなく、入場券、選挙人名簿等の記載内容のほか、本人の申し立てた内容と本人自身をよく見比べるなどして、当該選挙人本人であることを確認すること。

また、投票所内が混雑してきた場合においても、名簿対照が終了するまでは投票用紙を交付しないこと。

- ④ 選挙人が他の選挙人の投票状況等を容易に確認できる方法で対照事務を行わないこと。
- ⑤ 選挙人名簿に、他の市町村へ転出したという表示がしてある者が投票に来た場合は、次により処理すること。
(ア) 他の市町村へ転出した場合でも元の住所地の選挙人名簿には4ヶ月間表示がされて登録されたままになっているが、表示中であっても、その転出先が県内の市町村で、かつ、当該選挙の選挙権を有する者は、転出先の住所地の選挙人名簿に登録されるまでの間、元の住所地で投票させることができること。

この場合、引き続き鳥取県内に住所を有する旨のいずれかの市町村長の証明書又は引き続き鳥取県内に住所を有することの確認が必要であること。

- (イ) 当該選挙人の転出先の市町村の選挙人名簿に登録されている事実があれば元の住所地で投票させることができないので、この点を本人に確かめること。

なお、二重登録の可能性のある者については、あらかじめ転出先の市町村と連絡をとって登録の有無を確認しておくこと。

- ⑥ 補正登録すべき者がある場合は、市町村委員会は直ちに選挙人名簿に登録するとともに、その旨告示すること。
- ⑦ 投票用紙の交付に当たっては、知事選挙と県議選挙の投票用紙を別々に交付するとともに、それぞれ所定の用紙であることを確認して交付すること。

交付の際は、選挙人に黙って渡さず、1枚ずつ「この白色の投票用紙は知事選挙の投票用紙です。候補者1名の氏名を記入してください。」「このクリーム色（薄い黄色）の投票用紙は県議選挙の投票用紙です。候補者1名の氏名を記入してください。」といったように、はっきりと相手に伝えること。

- ⑧ 選挙人から点字で投票したい旨の申出があったときは、点字投票と右肩に刷り込まれた点字投票用紙に、選挙名を表示する点字シールを貼付して交付すること。

この場合、誤って他の選挙の点字シールを貼らないよう、投票用紙と点字シールの印字及び色をよく確認するとともに、必ず投票用紙の右上から右下の方向に貼り付けること。

また、交付の際、交付係から上記⑦の説明に加え、口頭で「この投票用紙は知事（県議）選挙です。点字でチジ（ケンギ）と選挙の種類が表示してありますのでご確認ください。候補者1名の氏名を記載してください。」などと説明すること。

- ⑨ 代理投票は、心身の故障その他の事由により、投票用紙に候補者の氏名等を自書することができない者に限られること。

代理投票の申請があった場合は、投票管理者は投票立会人の意見を聴いて代理投票を行わせるかどうか決定するとともに、別に補助者2人を投票所の事務に従事する者のうちから選任しなければならないこと（補助者本人の承諾を得る必要はない。）。

カ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、投票所閉鎖時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、直ちに「投票所の入口」を閉じること。

- ② 投票管理者は、不在者投票の受理、不受理の決定に当たっては、投票立会人の意見を聴いて行うこと。
- ③ 投票箱は、そのふたを閉じた後は、開いてはならないこと。
- ④ 投票管理者及び投票立会人は、知事選挙及び県議選挙それぞれの投票録を正副 2 通作成し、署名すること。

なお、投票録に記載する選挙当日有権者数には、失権者は含まないが、期日前投票を行った者のうち選挙期日までに選挙権を失った者も含まれるので注意すること。

- ⑤ 投票箱は、投票管理者が投票立会人とともに開票管理者に送致すること。
この場合、送致目録を作成し、投票録等必要書類も併せて送致すること。

(2) 期日前投票所における投票

期日前投票は、知事選挙においては 3 月 24 日（金）から、県議選挙においては 4 月 1 日（土）から行われることとなるが、当該事務の取扱いについては、次の事項に留意すること。

ア 投票管理者及び職務代理者

- ① 投票管理者及び職務代理者は、選挙権を有する者の中から市町村委員会が選任すること。
なお、知事選挙で選任された投票管理者及び職務代理者は、何らの手続を要せず県議選挙の投票管理者及び職務代理者となるものであること。
- ② 期日前投票は当日投票同様、確定投票であることから、投票所と同じく投票管理者が常駐し、管理することとなること。
- ③ 一の投票所において 2 人以上の者が交替して職務を行う場合は、これらの者が職務を行うべき時間を告示するとともに、引継書により適切に事務の引継が行われるようにすること。

イ 投票立会人

- ① 市町村委員会は、選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て、2 人の投票立会人を選任すること。
なお、知事選挙で選任された投票立会人は、何らの手続を要せず県議選挙の投票立会人となるものであること。
- ② 投票立会人の職務内容は、投票手続の立会い等を行うこととなるが、毎日投票箱の鍵の封印を行う点と期日前投票の期間の末日において投票箱の送致にあたる必要のない点が、選挙期日当日の投票立会人と異なっているので留意すること。

ウ 期日前投票所の設備等

- ① 期日前投票所の門戸においても、必ず知事選挙及び県議選挙の両選挙名の表示がされた標札を掲げておくこと。
- ② 投票用紙の交付及び投票の記載は、知事選挙と県議選挙とで別々に行うことができるようにすること。
- ③ 知事選挙及び県議選挙のそれぞれの告示日の翌日から選挙期日の前日まで、期日前投票所内の適当な箇所に知事選挙及び県議選挙の候補者氏名及び党派名を掲示すること。（3 月 24 日（金）から 3 月 31 日（金）までの間は、知事選挙の候補者氏名等のみ掲示されるものであること。）
- ④ 期日前投票所における投票については、選挙期日の投票と同様に仮投票の制度が適用されること。

エ 投票事務の手続に関する留意点

- ① 投票箱の空虚確認は、期日前投票期間の初日のみではなく、投票箱の追加を行う場合には、その都度投票を行う前にその手続を行う必要があること。また、投票箱に何も入っていないことを確認し、その旨を選挙人に文書で証明してもらうこと。
- ② 知事選挙、県議選挙それぞれについて選挙時登録業務が行われることから、期日前投票を行うことができる者について、その取扱いには十分留意すること。
- ③ 選挙人名簿に、他の市町村へ転出したという表示がしてある者が投票にきた場合の処理は、(1) オ⑤と同様であること。

オ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、期日前投票所を閉じるべき時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、「期日前投票所の入口」を閉じること。
- ② 投票箱の閉鎖後は、一の鍵は投票管理者が封印し、他の鍵は投票立会人が封印すること。
- ③ 投票箱を閉鎖してから翌日に開くまでの保管方法としては、原則として期日前投票所においてそのまま保管することとなるが、保管のため必要があれば期日前投票所外の金庫等に保管することも可能であること。
- ④ 投票管理者は、期日前投票を行う各日に知事選挙及び県議選挙それぞれの期日前投票所投票録を正副 2 通作成し、投票立会人とともに署名すること。
- ⑤ 投票箱は、期日前投票の期間の末日において、期日前投票所を閉鎖した後に、投票管理者が市町村委員会へ送致し、選挙の期日に市町村委員会が開票管理者へ送致すること。
この場合、送致目録を作成し、封印をした鍵、投票録、選挙人名簿の抄本等についても併せて送致すること。

2 開票事務

開票事務の取扱いについては、別途配布する「開票事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 開票管理者及び職務代理者

ア 選任に当たっては、知事選挙及び県議選挙の選挙権を有する者の中から、市町村委員会が知事選挙と県議選挙両方の事務を担当する開票管理者及び職務代理者を選任すること。

イ 開票管理者は、開票事務の最高責任者であって、投票の有効、無効を正しく決定したり、開票事務が公正かつ迅速に処理されているかどうか、会場の秩序が十分保たれているかどうか等、開票事務の全てについて、常に注意しなければならないこと。

なお、職務代理者がその職に就いたときも同様であること。

ウ 開票管理者と職務代理者とは同時に席を空けてはならないこと。

(2) 開票立会人

ア 開票立会人は、候補者が、開票区ごとに、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人となることについての本人の承諾書を添付して、選挙期日の前3日目(4月6日(木))の午後5時までに当該市町村委員会に届け出ることになっていること。

この場合、知事選挙、県議選挙におけるそれぞれの候補者は、同一人を開票立会人となるべき者として届け出ることとはできないので、届出の受理にあたっては十分注意すること。

イ 開票立会人は、知事選挙、県議選挙について、それぞれ3人以上10人以下でなければならないこと。

この場合、届出のあった者が10人以下のときは、その者が開票立会人となり、11人以上あるときは、その者の中から市町村委員会がくじにより開票立会人となるべき者10人を定めること。

また、同一の政党等に属する候補者から届出のあった者が3人以上あるときは、その中から2人をくじで定め、それ以外の者は開票立会人となれないこと。

この場合の政党等の所属とは、候補者の立候補届出の所属政党等であって、開票立会人として届け出られた者の所属政党等ではない点に注意すること。

(3) 開票事務従事者

ア 開票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に事務従事の職務命令を行ってもらうほか、必要に応じ、市町村委員会の「書記」に兼務させておくこと。

イ 開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事前に事務内容等について十分説明しておくこと。

また、動きやすい衣服等(ウエア、シューズ等)を着用するよう、事前に指示しておくこと。

ウ 開票事務従事者は、その身分を明らかにし、関係者以外の入場者と区別するため、一定の記章又は腕章を必ず付けること。

エ 開票事務従事者は、開票参観人等に疑念を抱かれるような言動を厳に避けるよう留意すること。

(4) 開票所の設備等

ア 開票所の門戸には、知事選挙及び県議選挙の両選挙名を表示した標札を掲げておくこと。

イ 投票点検台等については、開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう高さや配置等を工夫すること。

ウ 参観人等が投票点検台等に近づくことがないように配慮すること。

エ 参観人、報道関係者の便宜のために各候補者の得票数を掲示する掲示板等を設けること。

オ 開票所の照明については特に留意するとともに、不測の停電等に備えて照明器具を必ず用意しておくとともに、必要に応じ、無停電装置等も準備しておくこと。

カ 参観人は、開票区内の選挙人であることを要件とするので、受付簿を備え付け、その者の氏名、住所等を記入させること。

キ 複写機を利用できる開票所にあつては、開票結果一覧表を複写して参観人等に配布するなど、迅速に開票結果を有権者に知らせるよう配慮すること。

(5) 開票の開始

ア 開票管理者は、既に告示されている開票開始時刻になったら、知事選挙及び県議選挙の開票立会人がそれぞれ3人以上いること及び全ての投票区の投票箱(期日前投票所の投票箱を含む。)を受領し、異常のないことを確認の上、開票開始宣言をすること。

この場合、それぞれの開票立会人が3人に達しないときは、開票管理者は直ちに3人に達するまで、その開票区域内の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から補充選任すること。

イ 投票箱は全部を一度に開き、まず知事選挙と県議選挙との投票の分別を行い、その後、各投票区の投票の内容が分からないように混同すること。

この場合、開票管理者は仮投票、代理投票の仮投票及び投票所で不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票がある場合は、当該投票の受理及び不受理を開票立会人の意見を聴いて決定しておくこと。

(6) 投票の処理

ア 投票の処理は、知事選挙を先に行い、その後県議選挙の順に行うこと。

イ 投票の処理に当たっては、事前に開票立会人にその事務処理体系を説明の上、事務処理を迅速に行うことができるよう協力を得ること。

ウ 疑問票の判定に対処するため、事前に過去の実例及び判例を研究しておくこと。

エ 投票の効力は、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて、最終的に決定するものであること。

オ 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。

この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等によりその原因を調査し、安易に「持ち帰りその他」等と処理することのないよう特に留意すること。

カ 開票管理者は、投票結果の確認が終わったときは、必ず各候補者の得票数を朗読又は掲示して、開票結果を参観人等に周知すること。

キ 県議選挙の投票処理は、知事選挙の投票と混同する恐れが全くなかった状態を確認の上、開始すること。

ク 開票管理者は、開票が終了したときは、知事選挙及び県議選挙それぞれの開票録を正副2通作成し、開票立会人とともに署名すること。

3 投票及び開票速報

投票及び開票の速報並びに速報投票区の投票速報（該当市町村のみ）については、別途通知するところによるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 速報担当者

県への速報担当者は、県からの電話確認等に的確に対応できるよう、投開票事務の進捗状況を常に把握しておくこと。

また、県との連絡が常時取れるよう体制を整備しておくこと。

(2) 速報の迅速性及び正確性の確保

速報の迅速性及び正確性の確保はもちろんのことであるが、報告に当たっては、必ず複数の者と数値の読みあわせを行うとともに、進捗管理を徹底すること。

4 選挙時登録者数及び当日有権者数等の報告

知事選挙及び県議選挙における選挙人名簿の整理及び当日有権者数の報告については、「令和5年4月9日執行予定の鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙における各種報告等について（通知）」（令和5年1月17日付第202200245731号鳥取県選挙管理委員会事務局長通知）及び「鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙における委員会の決定事項について（通知）」（令和5年2月6日付第202200269930号本職通知）により通知したところであるので、所定の様式により報告すること。

(1) 選挙時登録者数については、告示日前日の正午までに報告すること。

(2) 当日有権者数については、選挙期日前日の正午までに報告すること。

なお、当日有権者数には、住所移転等により表示がなされている者は、鳥取県内の移転であっても含まれないので注意すること。

5 開票録等及び確定報告書の検収

知事選挙及び県議選挙の開票録等の検収は4月10日（月）に、確定報告書の検収は別途通知するところによりそれぞれ行う予定であること。

6 その他

(1) 開票事務は、正確性が第一であることはもちろんであるが、その速報性についても報道機関、ひいては選挙人から要請されているところである。

他県等においても、近年、開票事務の迅速化に対する取組が盛んに検討、実践されているところであるので、各市町村においても、本通知及び別途配布の「開票事務取扱要領」によるほか、他団体の先進事例の取組みをマニュアルに反映させたり、前回の統一地方選挙、衆議院議員選挙及び参議院議員選挙をベースに時間短縮の目標を設定するなど、開票事務の迅速化に向けた取組みを行うこと。

(2) 投票所は、選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適当な施設を選定して設けることとし、選挙人の便宜のため、例えば土足で出入りができるよう設備すること。

(3) 投票所及び開票所は可能な限り1階に設けるとともに、床等に段差がある場合は、高齢者や歩行が困難である身体障がい者等の便宜のため、スロープを設置するなど適切な措置を講じること。

(4) 投票が円滑に行われるようにするため、投票所内の入口等に投票の順序、投票所の見取図を掲示するほか、投票所内においては、投票の順路についての案内や誘導を行うこと。

(5) 身体等に障がいがある選挙人に対しては、付添人も含めて、その対応には十分配慮すること。特に代理投票を行わせる場合には制度の趣旨を十分に説明し、丁寧な対応を行うこと。

(6) 投票所内における氏名等の掲示に当たっては、当該掲示事項について誤りのないよう万全を期すること。

また、投票所に虫めがねや老眼鏡を備え付けるなど、選挙人が候補者氏名等の内容を容易に確認できるよう、可能な限り便宜を図ること。

(7) 期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓について、事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとされたため、期日前投票及び不在者投票の執行において留意すること。